

京都府公報

号外 第24号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ	
○職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	4	○京都府立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (医療課) 7
○災害からの安全な京都づくり条例の一部を改正する条例 (災害対策課)	5	○京都府府営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅政策課) *
○京都府府税条例の一部を改正する条例 (税務課)	*	○警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部装備課) *
○京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (障害者支援課)	6	
		選挙管理委員会
		○選挙運動に関する実費弁償及び報酬の最高額を定める告示の一部改正 *

本号で公布された条例のあらまし

◇職員給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第24号)(人事課)

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)の一部改正

任命権者は、本人若しくは配偶者の妊娠若しくは出産等を申し出た職員又は3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度又は措置に関する情報提供及び利用に係る意向確認のための措置等を講じなければならないこととした。(第1条(第45条の22)関係)

(2) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年京都府条例第4号)の一部改正

ア 現行の部分休業の請求を選択する以外に、1年につき次に掲げる時間を超えない範囲内で部分休業を請求する選択ができること等とした。(第2条(第16条～第19条)関係)

(ア) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(イ) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

イ アのいずれの部分休業の請求を選択するかを申し出た職員が当該申出の内容を変更することができる特別の事情は、当該申出時に予測することができなかつた事情が生じたことにより当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなったこととした。(第2条(第20条)関係)

ウ 任命権者が職員の部分休業の承認を取り消す事由は、法に定めるもののほか、アのいずれの部分休業の請求を選択するかを申し出た内容を変更する申出の承認をしようとするときとした。(第2条(第21条)関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年10月1日。ただし、2の(1)の一部については、令和7年7月1日

(2) 経過措置

所要の経過措置を定めることとした。

◇災害からの安全な京都づくり条例の一部を改正する条例（京都府条例第25号）（災害対策課）

1 改正の理由

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

法の号ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第2条関係)

3 施行期日

令和7年7月1日

◇京都府府税条例の一部を改正する条例（京都府条例第26号）（税務課）

1 改正の理由

令和7年度税制改正としての地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、法人府民税、個人府民税、府たばこ税、軽油引取税及び狩猟税について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 府民税に関する事項

ア マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とした。
(第24条関係)

イ 令和8年度以後の各年度分の個人府民税の所得割について、大学生年代の子等に関する特定親族特別控除を創設することとした。(第27条の2関係)

(2) 府たばこ税に関する事項

加熱式たばこに係る府たばこ税の課税標準について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じることとした。(附則第15条の4関係)

(3) 軽油引取税に関する事項

ア 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいう。）に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊（以下「締約国軍隊」という。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除措置等について、政令で定めるものとする事とした。(第58条、第61条の2関係)

イ 締約国軍隊が国内において行う軽油の引取りに係る自衛隊と同等の条件の軽油引取税の課税免除措置について、政令で定めるものとする事とした。(附則第15条の4の5関係)

(4) その他

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うこととした。(附則第18条の2関係)

イ その他所要の規定整備を行うこととした。(附則第15条の4の5関係)

3 施行期日

令和8年1月1日。ただし、2の(4)のイについては令和7年7月1日、2の(2)については令和8年4月1日、2の(3)については地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、2の(1)のアについては老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)の施行の日、2の(4)のアについては鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

◇京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（京都府条例第27号）（障害者支援課）

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の一部の施行期日が定められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例（令和6年京都府条例第35号）の施行期日を令和7年10月1日とする改正を行うこととした。

- 3 施行期日
令和7年7月1日

◇京都府立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（京都府条例第28号）（医療課）

- 1 改正の理由
大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）の改正に伴い、府立看護学校の授業料等の徴収猶予、還付及び減免に係る規定について、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容
(1) 法に基づく授業料等減免の変更認定を受けた場合の授業料等の徴収猶予、還付及び減免の取扱いについて定めることとした。（第3条～第5条、第8条～第10条関係）
(2) その他所要の規定整備を行うこととした。（第3条～第5条、第8条～第10条関係）
- 3 施行期日等
(1) 施行期日
令和7年7月1日
(2) 経過措置
所要の経過措置を定めることとした。

◇京都府府営住宅条例の一部を改正する条例（京都府条例第29号）（住宅政策課）

- 1 改正の理由
府営住宅の廃止のため、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容
相楽郡南山城村大字北大河原の大河原団地を廃止することとした。（別表第1関係）
- 3 施行期日
令和7年7月1日

◇警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第30号）（警察本部装備課）

- 1 改正の理由
警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正に伴い、警察官及び交通巡視員に支給する支給品の品目について、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容
(1) 警察官及び交通巡視員に支給する支給品の品目から夏服スカートを削ることとした。（第2条関係）
(2) その他所要の規定整備を行うこととした。
- 3 施行期日
令和7年7月1日

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
災害からの安全な京都づくり条例の一部を改正する条例

京都府府税条例の一部を改正する条例
京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
京都府立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例
京都府府営住宅条例の一部を改正する条例
警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

令和7年7月1日
京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第24号

職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「介護」を「育児及び介護」に、「第45条の23」を「第45条の24」に改める。

第3章第3節の4の節名中「介護」を「育児及び介護」に改める。

第3章第3節の4中第45条の23を第45条の24とする。

第45条の22第1項中「(法第3条第2項に規定する府の一般職に属する職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員をいう。以下この節において同じ。)」を削り、同条を第45条の23とし、第3章第3節の4中同条の前に次の1条を加える。(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第45条の22 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の措置を講じるに当たっては、職員(法第3条第2項に規定する府の一般職に属する職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員をいう。以下この節において同じ。)のうち、同条例第22条第1項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子(民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び職員の育児休業等に関する条例第2条の2に規定する者を含む。第3号において同じ。)を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年京都府条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定」を「から第3項までの規定」に改める。

第15条中「職員は」を「職員(同項の規定の適用を受ける職員に限る。以下この条から第21条までにおいて同じ。)は」に改め、同条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の右に「。次条において同じ」を加える。

第16条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第16条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

(第2号部分休業の承認)

第17条 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に1時間未満の端数がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第19条を第23条とし、第18条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える。

(法第19条第2項に規定する条例で定める1年の期間)

第18条 法第19条第2項に規定する条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号に規定する条例で定める時間)

第19条 法第19条第2項第2号に規定する条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項に規定する条例で定める特別の事情)

第20条 法第19条第3項に規定する条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事情が生じたことにより同条第3項の規定による変更(次条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項に規定する条例で定める事由は、法第19条第1項に規定する部分休業をしている職員について第3項変更の申出を承認しようとするときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例第45条の22第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第19条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

京都府条例第25号

災害からの安全な京都づくり条例の一部を改正する条例

災害からの安全な京都づくり条例(平成28年京都府条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第8条第2項第15号」を「第8条第2項第17号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第26号

京都府府税条例の一部を改正する条例

京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第27条の2中「扶養控除額」の右に「、特定親族特別控除額」を加える。

第58条第3項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち法第144条の3第5項の政令で定めるものをいう。)」に、「オーストラリア軍隊(同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア)を「締約国軍隊(当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内(法の施行地をいう。)に所在する当該締約国)」に改める。

第61条の2中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

附則第15条の4から第15条の4の3までを次のように改める。

(加熱式たばこに係る府たばこ税の課税標準の特例)

第15条の4 令和8年4月1日以後に第44条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(法第74条第2項第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第44条の2の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)に係る第44条の3の製造たばこの本数は、同条の規定にかかわらず、当分の間、法附則第12条の2第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(法第74条第2項第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。)の本数によるものとする。

2 法附則第12条の2第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第44条の2の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の法附則第12条の2第2項の政令で定めるものについての

前項の規定の適用については、同項中「附則第12条の2第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号」とあるのは、「附則第12条の2第1項第2号本文」とする。

第15条の4の2及び第15条の4の3 削除

附則第15条の4の5第5項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち法附則第12条の2の7第1項第2号の政令で定めるものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。）」に改め、同条に次の1項を加える。

6 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。）のうち同条第1項の規定の適用を受けた者が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第57条第3項に規定する炭化水素油をいう。）である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第58条第1項（第5号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第18条の2第1項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第15条の4の5に1項を加える改正規定及び附則第7項の規定 公布の日
 - (2) 附則第15条の4から第15条の4の3までの改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和8年4月1日
 - (3) 第58条第3項及び第61条の2の改正規定並びに附則第15条の4の5第5項の改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 この条例の公布の日又は地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
 - (4) 第24条第3項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行の日

(5) 附則第18条の2第1項の改正規定 この条例の公布の日又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の施行の日のいずれか遅い日

（府民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の京都府府税条例（以下「新条例」という。）第27条の2の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の府民税について適用し、令和7年度分までの個人の府民税については、なお従前の例による。

（府たばこ税に関する経過措置）

3 次項に定めるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第15条の4第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る府たばこ税については、なお従前の例による。

4 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、第44条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る第44条の3の製造たばこの本数は、同条及び新条例附則第15条の4の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 第44条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第15条の4の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）

5 新条例第58条第3項及び第61条の2の規定は、改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（第57条第3項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第15条の4の5第5項の規定は、改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第15条の4の5第6項の規定は、令和7年4月1日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

京都府条例第27号

京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都府精神保健福祉総合センター条例等の一部を改正する条例（令和6年京都府条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日」を「令和7年10月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第28号

京都府立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第1項の規定による」を「第4条第1項又は第6条第1項の」に改める。

第4条中「退学、転学又は休学をした者に係る」を削り、同条第2号中「第8条第1項の規定による」を「第4条第1項又は第6条第1項の」に改め、同条第3号中「転学」を「転学をしたこと」に改める。

第5条第2項中「第8条第1項の規定による」を「第4条第1項又は第6条第1項の」に、「同項」を「支援法第4条第1項」に改める。

第8条第2項ただし書、第9条及び第10条第2項中「第8条第1項の規定による」を「第4条第1項又は第6条第1項の」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立学校授業料等徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行前に大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第17号。以下「改正法」という。）の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項又は第6条第1項の認定（以下「認定」という。）を受けた者（改正法附則第2条の規定により認定を受けた者とみなされた者を含む。）の当該認定に係る京都府立看護学校の入学金（以下「入学金」という。）及び改正法の施行の日以後の在学に係る京都府立看護学校の授業料（以下「授業料」という。）についても適用する。
（経過措置）
- 3 新条例第4条（第2号に係る部分に限る。）の規定は改正法附則第3条の規定の適用を受けて減免されるべき授業料が生じたときの当該授業料の還付について、新条例第8条第2項の規定は改正法附則第3条の規定の適用を受けて減免されるべき入学金が生じたときの当該入学金の還付について、それぞれ準用する。

京都府条例第29号

京都府府営住宅条例の一部を改正する条例

京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1大河原団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第30号

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年京都府条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表冬ネクタイの項からベルトの項までの規定中「1個」を「1本」に改め、同条第2項中「場合に」を「支給品の員数」に改め、「又は夏服スカート」を削り、「2個」を「2本」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第31号

選挙運動に関する実費弁償及び報酬の最高額を定める告示（昭和30年京都府選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

第1項第4号中「12,000円」を「23,000円」に改め、同項第5号中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同項第6号中「500円」を「1,000円」に改める。

第3項第1号中「第1号、第2号及び第3号に掲げる」を「第1号から第3号までに規定する」に改め、同項第2号中「10,000円」を「20,000円」に改める。

第4項中「10,000円」を「15,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の選挙運動に関する実費弁償及び報酬の最高額を定める告示の規定は、この告示の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。